

令和4年度 国補ダムメンテナンス工事 (一) 金原川 東御市 金原ダム

番号	内容	質問内容	回答
1	履行期間について	現況の情勢では、コロナまん延及び半導体不足等により機器製造期間長期化が工期に影響しております。本事業において、履行期間が定められておりますが、受注者に責めに帰すことができない事由があれば工期延長請求は可能でしょうか？	受注者の責めに帰すことができない事由に該当する場合、工期の延長は変更協議の対象となります。
2	支払限度額 (出来高請求) について	現況の情勢では、コロナまん延及び半導体不足等により機器製造期間長期化が工期に影響しております。本事業において、支払限度額が定められておりますが、受注者に責めに帰すことができない事由があれば支払限度額（出来高請求）の変更協議は可能でしょうか？	本工事は債務負担行為設定済の案件であり、期間は約760日間を予定しております。出来高予定額は予定であり、各年度における出来高予定額については変更協議の対象となります。
3	システム構成図 について	以下の機器が9/2公告済のITV更新工事の更新対象範囲と重複しているが、どの事業で更新と考 えればよいでしょうか？ ・情報入力提供装置 ・表示記録用端末装置	9/9掲示の「令和4年度 国補ダムメンテナンス工事 (一) 金原ダム 東御市 金原ダム」の 事業で更新を予定しております。 既設情報入力提供装置と表示記録用端末装置は故障が多く、管理・運用に支障をきたす 恐れがあるため、9/2公告の事業では全体更新までの繋ぎとしての暫定更新を予定しており ます。
4	センサー更新 について	各センサーの更新について、既設の更新以外で新規で取り付ける箇所はございますか。	・水位観測装置は新規となります。
5	ネットワーク回線 について	別紙1 特記仕様書(案)p.4に監視局と副監視局とのデータ通信方法は、現行の多重無線設備 及びネットワーク回線により行うものとする。 データ通信方法の切り替えは、自動または手動でおこなえるものとする。との記載がありますが、【参 考図】金原ダムシステム構成図には、 ネットワーク回線の記載がありません。金原ダム管理所と上田建設事務所間は、多重回線とその他 の回線で二重化する必要はあるのでしょうか？ 二重化が必要な場合は、金原ダム管理所で、NTTフレッツ等のブロードバンドが、上記上田建設事 務所向けとメール用のプロバイダ向けの2回線が必要に なりますが、2回線の新規開設は本工事に含まれますか？	遠隔操作を行う場合、「ダム管理用制御処理設備標準仕様書(平成28年8月) 第3章 設 備機能仕様 3-2. 処理仕様 3-2-1 6. 遠隔操作処理(オプション) には「遠隔 操作場所とダム管理所等の間の通信回線については、光回線と多重無線回線などを併用して 多重化を図るものとする。」と記載されていますので二重化は必要と判断します。 二重化に必要な回線の新規開設は本工事に含まれます。

令和4年度 国補ダムメンテナンス工事 (一) 金原川 東御市 金原ダム

番号	内容	質問内容	回答
6	出来高予定額について	<p>様式1号「公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続き開始の揭示について」の 1 工事の概要 (7) 各会計年度における請負代金の支払限度額の予定について 各会計年度における支払限度額が明示されておりますが、世界的な半導体及び電子部品の逼迫が 続くなか、弊社も会社を挙げ長納期短縮に向け取り組んでおります。 もし、工事履行中に不測の事態等で納期遅延が発生し、改善の兆しが見えない状況となった場合、 今回、明示頂いております支払限度額及び出来高限度額の見直し協議に応じて頂くことは出来ま すでしょうか。</p>	<p>本工事は債務負担行為設定済の案件であり、期間は約760日間を予定しております。 出来高予定額は予定であり、各年度における出来高予定額については変更協議の対象となり 得ます。</p>
7	放流バルブの遠隔制御機能について	<p>別紙1「特記仕様書」の第3章 ダム管理用制御処理設備 3-2 機能仕様 放流バルブの遠隔 制御機能について 遠隔制御機能を実現する場合、機側盤の改造が必要となります。改造対象と考えてよろしいでしょ うか。</p>	<p>改造対象です。</p>
8	内村ダムのデータ表示について	<p>別紙1「特記仕様書」の第5章 遠隔監視制御設備 5-2 機器構成 内村ダムのデータ表示につ いて 将来的に統合管理システムにて内村ダムのデータ表示が行えるように記載がございます。既設内村ダ ムを改造対象と考えよろしいでしょうか。</p>	<p>改造対象です。</p>